農業者や地域のみなさんへ

・農地プランから 「地域計画」へ

地域では、農地に関する様々な悩みの声があがっています。

- ・農地を耕作してほしいけど、受け手がいない
- ・規模拡大したいけど、農地が点在していて集約できない
- ・耕作放棄地が増え対応に困っている・・・・
- ・荒れている農地からの影響が心配





様々な課題について地域一体となって話し合い、

- ■10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るのか」
- ■地域の農地をどのように活用していくか
- ■地域の農地をどのように集積・集約していくか

など、今後の将来の在り方をまとめた「地域計画」を策定します。

※地域計画は国の新たな制度で、令和7年3月までに策定する必要があります

地域の農地を次世代に引き継ぐために地域の皆さんで話し合いましょう!

、皆さんの地域計画策定を関係機関がサポートします!/

問合せ先

燕市農政課:0256-77-8242

燕市農業委員会事務局:0256-77-8251

詳細はコチラから

地域計画



【地域計画とは?】

- 地域の皆さんとの話し合いにより策定する「地域農業の未来の設計図」です。
- 10年後を見据え地域の皆さんと「地域農業の将来の在り方」を話し合います。
 - ・農業上の利用を行う区域は?
- ・地域で力を入れる作物は?
- ・地域の担い手は?どう増やす? ・耕作放棄地はどう解消する? 等々
- 10年後の耕作者ごとに色分けした「目標地図」を作成します。

地域計画

= 地域農業の将来の在り方

目標地図

【地域計画の進め方】

STEP1.将来の農地利用に関する意向調査の実施

・まずは皆さんの経営意向・地域農業への思いをお聞かせください!

STEP2.地域の皆さんと「地域農業の将来の在り方」について話し合い

・令和5・6年度の農閑期に開催予定!

STEP3.10年後の耕作者別に色分けした「目標地図」の作成

- ・耕作者を明確化し安心した農業経営を目指しましょう!
- ・ 耕作者がいない場合、その旨を記載し解決方法を考えましょう!

STEP4. 地域計画の策定・公表

・将来の在り方+目標地図を地域計画として公表します(令和7年3月まで)

STEP5.地域計画の実行

- ・目標地図に基づいた計画的な農地の貸し借りを行います!
- ・随時見直しを行い、より実効性のある計画を目指しましょう!
- ※地域計画策定後は目標地図に定められた耕作者に対する 農地中間管理事業による利用権設定が主となります
- ※法改正により<u>令和7年4月以降、農業経営基盤強化促進法に</u> 基づく新たな利用権設定(通称:相対契約)は行えません



地域計画を策定することで様々な支援措置が受けられます。

①区域を対象とする支援

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- · 農地耕作条件改善事業 等





②目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- · 農地利用効率化等支援交付金
- · 経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置等



